

株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構 確認検査業務出張費規定

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)に基づき、株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構(以下BNVという。)が実施する確認検査業務に係る出張費について、必要な事項を定める。

(出張費の計算方法)

- 第2条 出張費は、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の交通費及び日当等を加味し、各事業所からの距離に応じて定める。
2. 但し、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、第4条の規定に代えて、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費を加味することができる。
3. 手数料規程に基づき、BNVと申請者の間で別途評価手数料について契約した場合には、その内容により出張費を計算する。

(出張費の種類)

第3条 出張費の種類は、日当、宿泊費、ならびに交通費とする。

(出張費)

第4条 出張費は、BNV職員1名につき、次の表に定めるものとする。

(税込み)

地域区分	出張費(円)	備考
Aエリア	0	事業所又は担当する業務拠点から概ね15kmまでに含まれる区域
Bエリア	8,800	事業所又は担当する業務拠点から概ね15~30kmに含まれる区域
Cエリア	13,200	事業所又は担当する業務拠点から概ね30~50kmに含まれる区域
Dエリア	16,500	事業所又は担当する業務拠点から概ね50~75kmに含まれる区域
Eエリア	22,000	事業所又は担当する業務拠点から概ね50~75km以遠の区域
Fエリア	33,000	事業所又は担当する業務拠点から概ね100km以遠の区域
Gエリア	49,500	事業所又は担当する業務拠点から概ね100km以遠の区域
Hエリア	66,000	事業所又は担当する業務拠点から概ね100km以遠の区域

※1 事業所からの距離は、直線距離とする。

※2 F~Hエリアの出張費は、宿泊を要する場合で、2泊以上となった場合、出張中の夜数に応じ、1名につき1夜あたり宿泊費11,000円を加算して計算する

※3 エリア区分の詳細は、別表1による。

(出張費の見直しと改定)

第5条 前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

(附則)

この規程は、平成15年8月14日より施行する。

制定：平成15年 8月14日
改訂：平成20年12月 1日
改訂：平成22年 7月20日
改訂：平成23年 3月15日
改訂：平成24年 8月 1日
改訂：平成26年 4月 1日
改訂：令和 元年10月 1日

別表1 エリア区分表

エリア	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	茨城県	群馬県	栃木県	長野県	山梨県
A	全域	全域	横浜市 川崎市 相模原市	市川市 浦安市 松戸市 流山市 柏市 船橋市 鎌ヶ谷市					
B									
C									
D			大和市 座間市 厚木市 綾瀬市 海老名市	習志野市 白井市	取手市 守谷市				
E			藤沢市	千葉市 野田市 我孫子市 印西市 八千代市 四街道市 佐倉市	つくばみらい市 つくば市 土浦市 牛久市 龍ヶ崎市 古河市				
F			上記以外	上記以外	常総市 坂東市 稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町 北相馬郡利根町 稲敷市 猿島郡境町 猿島郡五霞町		小山市 下都留郡 野木町		
G					水戸市 石岡市 結城市 結城郡八千代町 下妻市 筑西市 かすみが浦市	高崎市 前橋市 伊勢崎市 太田市 館林市 邑楽郡 板倉町 明和町 千代田町 大泉町 邑楽町	宇都宮市 佐野市 栃木市 足利市		甲府市
H					上記以外	上記以外	上記以外	全県	上記以外